

東京都消費生活基本計画について

計画の策定経緯

- | | | | |
|--|---|------------|---------------|
| ○ 東京都消費生活条例に基づく「 東京都消費生活基本計画 」 | → | 平成28年5月26日 | 東京都消費生活対策審議会に |
| ○ 消費者教育推進法に基づく「 東京都消費者教育推進計画 」
(両計画の計画期間：平成25年度から平成29年度まで) | | 平成29年2月7日 | 審議会から知事に答申 |

東京都消費生活基本計画の概要

計画改定の考え方

- 2つの計画を一体的に改定し、明確に消費者教育を計画に位置付けるとともに、今日的な課題である「持続可能な消費の普及」を加え、新たな5つの政策の柱に再構築
- 計画期間は、平成30年度からの5年間
- 各施策を進めるに当たって特に留意すべき事項を、計画全体を貫く「視点」として新たに設定

3つの視点

視点1 主体的な消費行動への変革の促進

- ・消費者被害の防止のためには、不適正な取引の是正や商品等の安全対策など取組強化に加え、消費者自身が知識を身に付けて、トラブルに遭わないようにする必要
- ・消費者も社会の一員として持続可能性に配慮した消費行動が求められる

視点2 情報通信技術の進化やグローバル社会への対応

- ・情報通信技術の進化に伴う、新たな消費者トラブルの発生への対応が必要
- ・在住外国人、東京2020大会の開催など、中長期間滞在する外国人の増加に伴う、外国人の消費者問題への対応が必要

視点3 様々な主体のつながりと連携による取組の強化

- ・高齢者の消費者被害を防止するための地域、団体、事業者、区市町村等のつながり
- ・より良い商品等を提供するための消費者と事業者の連携・協力関係、健全な取引を促すための事業者団体との連携

政策の柱と主な取組

政策1 消費者被害の未然防止と拡大防止

(1) 被害防止のための注意喚起・情報発信

- 対象に応じた効果的な注意喚起・情報発信
- ホームページ「東京暮らしWEB」における情報発信と外国語による情報提供の充実
- 動画を活用した効果的なPR

(2) 見守りによる消費者被害の防止と早期発見

- 高齢者の見守りによる消費者被害の防止
- 消費者被害を防止する見守り人材の育成
- 民間事業者等と連携した注意喚起

政策2 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成

(1) 不適正な取引行為等の排除

- 悪質事業者取締りの強化
- 不当表示に対する監視等の強化

(2) 健全な市場の形成

- 事業者によるコンプライアンス向上のための取組の支援
- 適正な計量の推進

政策3 消費生活の安全・安心の確保

(1) 商品・サービスの安全の確保

- 商品・サービスの安全対策
- 事業者等と連携した安全対策の推進

(2) 安心して商品・サービスを選択できる取組の推進

- 安全に配慮した商品の普及
- 食品の適正表示の推進

(3) 災害時における消費生活の安心の確保

- 災害時における物資の確保

政策4 消費者教育の推進と持続可能な消費の普及

(1) 主体的に選択・行動ができる消費者に向けた消費者教育の推進

- 学校における消費者教育の推進と教員に対する支援
- 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の充実
- 消費者教育の担い手の育成

(2) 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

- エシカル(倫理的)消費の理解の促進
- 食品ロス・食品廃棄物の削減、レジ袋対策
- 被災地支援につながる商品等の購入促進
- 福祉施設の自主製品の普及

政策5 消費者被害の救済

(1) 消費生活トラブルの解決に向けた相談対応

- 消費生活相談の充実
- 区市町村の消費生活相談窓口の支援・連携

(2) 被害回復に向けた取組の推進

- 消費者被害救済委員会によるあっせん・調停
- 特定適格消費者団体への総合的な支援